

# 自転車条例の比較

	熊本市	板橋区	三鷹市	取手市	京都府	盛岡市	浦安市	府中市	京都市	市川市	埼玉県	羽曳野市	摂津市	豊島区	新潟市	福岡市	厚木市	宝塚市	
条例の名称	び熊本市自転車等に関する条例	板橋区自転車安全利用条例	三鷹市自転車の安全利用に関する条例	取手市自転車安全利用条例	京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例	盛岡市自転車の安全利用及び放置防止並びに自転車の安全利用等に関する条例	浦安市自転車の安全利用に関する条例	府中市自転車安全利用に関する条例	京都市自転車安心安全条例	市川市自転車の安全利用に関する条例	埼玉県の自転車の安全な利用の促進に関する条例	羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例	摂津市自転車安全利用倫理条例	豊島区自転車の安全利用に関する条例	新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例	福岡市自転車の安全利用に関する条例	厚木市自転車安全利用促進条例	宝塚市自転車の安全利用に関する条例	
施行年月日	S61.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H21.10.1	H22.4.1	H23.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H24.4.1	H24.4.1	H24.9.1	H24.12.1	H25.4.1	H25.4.1	H25.10.1	
最終改正日	H19.3.13		H23.6.22			H22.9.1													
条文数	17	11	10	11	18	18	18	14	11	13	17	13	14	13	24	19	15	12	
趣旨・目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
定義	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
基本理念																			
自転車計画					○										○				
施策の推進の基本方針															○				
責務	府、県、区、市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	府民、県民、市民、区民					○		○	○		○	○	○		○	○	○		
	自転車利用者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自転車小売業者	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	関係団体		○	○	○		○			○	○	○	○	○			○	○	
	交通安全活動団体					○		○											
	事業者		○	○	○		○		○		○	○			○	○			
	学校、学校長、学校設置者						○		△	○		○	○		○	○		○	
	保護責任者										○				○	○			
	鉄道事業者、公共交通事業施設の設置者	○					○								○				
自動車運転者	○															○			
特記・その他	乗車用ヘルメット				○		○			△	△	△	△	△		△	○	△	
	灯火の備付け等の促進															○			
	遵守事項(安全五則)					△		△		○		△	△	△					
	高齢者への安全対策										○					△		△	
	まち歩き推進														○				
	押し歩き推進区間															○		△	
	自転車の点検整備等		△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	
	自転車安全教育等				△	○		○	○		○	△	○			△		○	
	自動車等運転免許を受けた者に対する自転車交通安全利用に関する講習			△			○			○							○		
	自転車安全運転証・修了証の交付			○			○										△		
	自転車安全利用情報の説明					○		○									△	○	
	自転車安全利用の日											○					○		
	商店街における自転車に関する事故防止の取組等									○	△								
	広報及び啓発等					○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	歩行環境の整備														○				
	自転車利用環境の促進・向上					○		○	○	○					○		△		
	自転車に関する環境の整備					△	△				△	○	△			○	○		
	公共交通の環境整備															○			
	エコ通勤の推進															○			
	関係団体への活動支援			△		△		○		△	○		○	○	△	△	△	○	
	まち歩き団体														○				
	自転車利用推進団体														○				
	地域交通団体														○				
	表彰、顕彰		○		○			○							○			○	
	府民等の自主的な組織活動の促進					○													
	自転車駐車対策等協議会	○																	
	ボランティアとの協働			○															
自動車及び公共交通の連携															○				
推進会議、委員会の設置		○		○			○												
指導員・推進員		○		○			○		△	△	○					○	△		
府・県・市・区の施策への協力					△				△		△			△			△		
市民の協力	○																		
警察署長への検挙措置等の要請								△				○							
警察署との連携や協力	△	△	△	△			△	△	△	△		△	△	△	△	△	△		
放置自転車規定	○					○													
市民意見の聴取															○				
財務上の措置					○			○	○		○				○				
国等に対する要望等						△								○					
指導・警告・勧告・公表	△	○	○	○	○		○	○	○	○		△	○	○	△	△	○		
委任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
条例の見直しや点検、検討									○	○							○		

凡例 ○ 条文の見出し  
△ 条文に明記されている項目

施設の設置者 …… 官公署、学校、図書館、公会堂等公益施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車の大量駐車需要を生じさせる施設